

## 小樽市子ども・子育て会議の運営について

### 1 会議の公開等

会議は、公開とする。ただし、会長は、以下のいずれかに該当すると認められた場合は、会議を非公開とすることができる。

- (1) 公開することにより、会議の公平かつ円滑な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (2) 公開することにより、第三者の利益を害するおそれがある場合
- (3) その他正当な理由がある場合

会長は、会議の秩序保持に必要と認めるときは、傍聴者の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

### 2 会議の傍聴等

会議の傍聴については、小樽市議会傍聴規則に準じて取り扱うものとする。

傍聴できる人数は、会議室の都合によりあらかじめ定めるものとし、先着順にて受付する。報道関係者による写真撮影は会議の開会前までとする。

### 3 会議録

会議録には、以下の事項を記載する。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席委員の氏名
- (3) 議事事項

会議録は、発言者等の氏名を記載せず、発言内容を要約した会議概要とする。

会議の会議録及び配布資料は公開する。ただし、会長は、以下のいずれかに該当すると認められた場合は、会議録及び配布資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 公開することにより、会議の公平かつ円滑な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (2) 公開することにより、第三者の利益を害するおそれがある場合
- (3) その他正当な理由がある場合

公開は、小樽市ホームページへの掲載により行うものとする。

以上

## ○小樽市議会傍聴規則

制 定 昭和34年7月14日議会規則第2号  
最近改正 平成21年6月4日議会規則第1号

### (この規則の目的)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、指定の入り口で自己の住所、氏名及び年齢を傍聴人名簿に記入しなければならない。

2 学生、生徒その他の者が団体を傍聴しようとする場合は、その代表者又は責任者が前項に規定する事項及び人員を傍聴人名簿に記入しなければならない。

3 小樽市政記者クラブに加盟する報道各社に所属する者（以下「報道関係者」という。）は、前2項の規定による手続を経ないで傍聴することができる。

### (傍聴人の制限)

第3条 議長は、傍聴席の都合により傍聴人を制限することができる。

### (議場への入場禁止)

第4条 傍聴人は、議場に入ることができない。

### (傍聴席に入ることができない者)

第5条 銃器その他他人に危害を及ぼすおそれのあるものを携帯し、又は酒気を帯びていると認められる者は、傍聴席に入ることを許されない。

### (傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 議員の言論に対して公然と可否を表明し、又は騒ぎ立てる等の行為により会議を妨害しないこと。

(2) 飲食又は喫煙をしないこと。

(3) 携帯電話等の通信機器を使用しないこと。

(4) その他係員の指示に従うこと。

### (写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、報道関係者及び特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

### (係員の指示)

第8条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

### (違反に対する措置)

第9条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するとき、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

### 附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 小樽市議会傍聴人取締規則は、廃止する。

### 附 則（平12. 2. 28議会規則1）

この規則は、公布の日から施行する。

### 附 則（平21. 6. 4議会規則1）

この規則は、公布の日から施行する。